

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第83号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市青少年活動センターの使用料の適正化を図る必要があるため、京都市青少年活動センター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第83号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年活動センター条例の一部を次のように改正する。

	円	円		円	円
	1,540	3,180		1,570	3,240
	610	1,230		620	1,250
	410	820		410	830
	610	1,230		620	1,250
	610	1,330		620	1,360
	200	410		200	410
	5,340	10,690		5,440	10,890
	2,670	5,340		2,720	5,440
	720	1,540		730	1,570
	300	610		310	620
	920	1,950		940	1,990
	610	1,230		620	1,250
別表第2備考以外の部分中	410	820	を	410	830
	610	1,230		620	1,250
	610	1,330		620	1,360
	410	820		410	830
	610	1,230		620	1,250
	820	1,640		830	1,670
	720	1,540		730	1,570
	610	1,230		620	1,250
	200	410		200	410
	610	1,230		620	1,250
	610	1,330		620	1,360
	1,540	3,180		1,570	3,240
	300	610		310	620
	720	1,540		730	1,570

に、	610	1,230	を	620	1,250	に改める。
	410	820		410	830	
	200	410		200	410	
	610	1,230		620	1,250	
	820	1,640		830	1,670	
	820	1,640		830	1,670	
	920	1,850		940	1,880	
	920	1,950		940	1,990	
	610	1,230		620	1,250	
	410	820		410	830	
	200	410		200	410	
	200	410		200	410	
	820	1,640		830	1,670	
	720	1,540		730	1,570	
	300	610		310	620	
	610	1,230		620	1,250	
	410	820		410	830	
	200	410		200	410	
	610	1,230		620	1,250	
	820	1,640		830	1,670	
	820	1,640		830	1,670	
	920	1,850		940	1,880	
	410	820		410	830	
	200	410		200	410	
	610	1,230		620	1,250	
	410	820		410	830	
	610	1,230		620	1,250	
	820	1,640		830	1,670	
410	820	410	830			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による改正後の京都市青少年活動センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)